

令和7年（2025年） 7月14日

生徒・保護者の皆様

市立札幌大通高等学校長

高等学校等就学支援金の認定結果等について

令和7年4月に申請いただいた高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格認定申請の審査結果等について、下記のとおりお知らせいたします。申請した方は各自で審査結果をご確認のうえ、認定となった方は下記1、不認定となった方または申請しなかった方は下記2の説明事項をご覧ください。

◆ 審査結果の確認方法

- ① 『e-Shien』にログインする（ログインID・パスワードは入学時にお渡しした「ログインID通知書」に記載しています。紛失した場合は学校へ申し出てください。）
- ② ポータル画面の「認定状況」欄のうち、申請名「受給資格認定申請」、審査状況「完了」となっている項目の右側の「表示」ボタンを押す。
- ③ 「審査結果」画面の上部「審査結果について」の「認定結果」欄に結果が表示されます。
 - ※ 操作方法は、「申請者向け利用マニュアル（共通編）」（ログイン方法は14～15ページ、審査結果確認方法は16～18ページ）をご参照ください。札幌市ホームページにもマニュアルを掲載しています。
 - ※ インターネット環境がないなどにより『e-Shien』を使用できない方は学校へご相談ください。
 - ※ 審査結果が正常に表示されない場合は、学校にお問い合わせください。



← 『e-Shien』 ログインページ
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



「申請者向け利用マニュアル（共通編）」 →
https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/01_manual_eshien2311kyotsu.pdf

記

1 認定となった方はこちらをご覧ください

(1) 認定・支給の内容（『e-Shien』の「審査結果」画面も併せてご確認ください）

① 認定期間

令和7年4月～令和7年6月（就学支援金の認定サイクルは「7月～翌年6月」が基本となっているため、令和7年7月以降は別途審査が必要です。）

② 支給予定額

8,100円（内訳）令和7年4～6月分 各2,700円

※ 上記内容は、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

③ 支給方法

就学支援金支給者（北海道教育委員会）からあなたに支給される就学支援金は、学校設置者である札幌市が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

④ 留意事項

- ・ 支給予定額は、支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況により変更

となる場合があります。この場合において、支給予定額が減額となる時は、所属する学校に変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

- ・ 高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を複数受け取った場合には、支給手続きを再確認する必要がありますので、学校に連絡してください。

(2) 令和7年7月分以降の就学支援金について

今回の認定により支給を受けられるのは、令和7年6月分までです。7月分以降の継続については、手続きが必要な場合と不要な場合がありますので、必ず別紙『授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ』をご確認ください。

2 認定されなかった方・就学支援金の申請をしなかった方はこちらをご覧ください

(1) 認定されなかった方

臨時支援金の申請を行ってください。臨時支援金により就学支援金同様の支援を受けることが可能です。

(2) 申請をしなかった方

就学支援金を受けることができませんので、次のとおり授業料を納付していただく必要があります。期日までに納付していただくようお願いいたします。

また、今回不認定になった方や申請しなかった方であっても、7月分以降の就学支援金を改めて申請することができます。申請方法等については別紙『授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ』をご覧ください。

授業料は、月額2,700円（年額は32,400円）です。

納付対象月	納付期限(口座引落日)	金額(円)	備考
令和7年 4～6月分	令和7年 7月 1日	8,100円	同封の納付書で納付願います
〃 7月分	〃 7月 31日	2,700円	
〃 8月分	〃 9月 2日	2,700円	
〃 9月分	〃 9月 30日	2,700円	
〃 10月分	〃 10月 31日	2,700円	
〃 11月分	〃 12月 2日	2,700円	
〃 12月分	令和8年 1月 6日	2,700円	
令和8年 1～3月分	〃 1月 31日	8,100円	
合 計		32,400円	

- 4～6月分の授業料の一括納付が困難な場合は、担任又は事務担当者にご相談ください。
- 今後、失業やその他の事由で収入が大きく減少し、授業料の納付が困難になった場合は、授業料の減免を受けられる可能性があります。要件や手続方法等については、事務室までお問い合わせください。

<担当・お問い合わせ先>

市立札幌大通高等学校事務室 電話 011-251-0229